

「緊急公共工物品質確保対策」に係る中国地方整備局の取り組み

1. 施工体制確認型総合評価方式

平成18年度の取り組み

12月以降に入札手続（公告）を開始する3億円以上の一般土木工事、2億円以上の鋼橋上部工事、コンクリート橋上部工事、港湾土木工事を対象に試行。

一般土木工事4工事、鋼橋上部工事2工事、コンクリート橋上部工事1工事、港湾土木工事1工事（12月20日公告済み）の計8工事において試行することとしており、1月中旬を目途に公告予定。

施工体制確認型総合評価方式導入による効果

技術評価点の最大点が150点（標準点100点+加算点最大50点）から200点（標準点100点+施工体制評価点30点+加算点最大70点）に拡大されたことにより、技術評価の重要度が高まることとなる。また、工事の施工体制の評価が可能となる。

このことにより、調査基準価格未満の応札者は不利になるとともに、施工体制及び品質確保に優れた技術力のある企業が有利となる入札契約への移行が可能となり、公共工物品質確保につながる。

2. 特別重点調査

平成18年度の取り組み

平成19年1月1日以降に入札が行われる全ての一般土木工事、鋼橋上部工事、コンクリート橋上部工事、2億円以上の港湾土木工事、営繕工事（支出委任、受託を除く）及び2億円以上のその他工事を対象に実施。

なお、現在、公告済みで入札契約手続き期間中で平成19年1月1日以降に入札を行う工事については、競争参加資格の確認結果通知または指名通知を行うとき、または、通知済みの場合は別途、特別重点調査を行う旨を通知対象者に周知する。

特別重点調査実施による効果

これまで、中国地方整備局では調査基準価格を下回る入札が行われた工事については、必要資料の提出を求め事情聴取を行う重点調査を実施してきたところであるが、本調査においては、「履行がされないおそれがある」場合がどのような場合か明確になっていなかった。特別重点調査においては、「履行がされないおそれがある」場合をあらかじめ具体化し、入札金額の積算内訳書、施工体制、品質確保体制、安全確保体制、法令遵守について、所定の様式及びその内容が挙証される資料を求め重点的に調査を実施することから、低価格入札者の排除とともに、より確実な施工ができる者を落札者とすることが可能となる。

3. 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

今後の取り組み

施工実績の10年については、平成8年6月17日付けの事務次官等会議申合せの「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画運用指針」において定められている「同種工事の施工実績として認める期間は、少なくとも10年とする。」に基づき運用しているところである。

平成19年度から年度毎に1年ずつ要件の緩和を実施する予定

なお、施工実績業者数が著しく少ない等の工事については、必要に応じて施工実績期間を緩和する。

港湾空港関係工事については、施工実績を勘案して必要に応じて施工実績期間を緩和する。

実績要件の緩和による効果

実績づくりを目的とした無理な低価格入札の抑止につながる。

4. 「入札ボンド」導入拡大

今後の取り組み

東北地方整備局等の試行結果を踏まえ、平成19年度以降試行する予定。

入札ボンド導入の効果

引受機関は、財務的（企業の経営状況の評価）な履行能力を審査し、入札ボンドを発行することとなることから、総合評価方式とあわせて実施することにより、技術的能力及び経営的能力を有する企業による競争が促進され、公共工事の品質確保・向上の実現につながる。

また、低価格受注により利益率が低下すれば、引受機関は、その企業評価を下げ、与信枠を縮小することとなることから、低価格入札の抑止につながる。

5. 公正取引委員会との連携強化

今後の取り組み

低価格入札案件情報（入札結果、特別重点調査結果）や建設業許可部局との連携のもと立入調査結果等について必要に応じ公正取引委員会に対して通報を行う。

また、継続的及び断続的な低価格入札を行った者については、公正な取引の秩序を確保するために公正取引委員会へ報告を行う。[平成18年10月20日記者発表（中国地整）]

公正取引委員会との連携強化の効果

低価格入札の抑止効果が期待される。

6 . 予定価格の的確な見直し

平成18年度の取り組み

平成18年度中に、鋼橋上部工事、トンネル工事、コンクリート橋上部工事、機械設備工事に係る実態調査を実施する予定である。

予定価格の見直しの効果

施工形態の合理化による影響の把握ができ、調査結果の積算基準への反映が可能となる。

緊急公共工物品質確保対策の概要（平成18年12月8日日本省記者発表）

1. 総合評価方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）

（1）対象工事

原則として、一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港工事で予定価格2億円以上のもの。

なお、その他の工事についても試行できるものとする

（2）技術評価点の拡充

技術評価点に「施工体制評価点」30点を新たに追加

技術提案等加算点は、これまで10～50点の範囲で付与していたが、10～70点の範囲で付与（簡易型：10～30点 10～50点）

新技術・新工法等によるコスト縮減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮

原則、平成18年12月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

2. 品質確保ができないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）

（1）特別重点調査制度の対象工事

予定価格が2億円以上の工事で、調査基準価格を下回り、入札価格の各費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合を下回る者を対象に厳格な調査を実施

一定の割合とは、直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%、一般管理費で30%

ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用除外。

（2）特別重点調査の試行内容

下記事項等を調査し、契約内容が履行されないおそれがないかを厳格に調査

- ・入札参加者が作成した積算内訳書が品質の確保がなされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか。
- ・品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないか。

（3）低入札価格調査制度の的確な運用による落札者の決定

調査結果を踏まえ、以下の場合は、契約内容を的確に履行できないおそれがあると認め、法令に基づく所定の手続きを経て次順位者と契約。

- ・品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合
- ・交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合等

原則、平成19年1月1日以降の入札に係るものから適用

3. 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つである「同種工事の施工実績」は、現行、過去 10 年の実績を標準的に採用しているが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、最大で過去 15 年の実績まで対象とすることができるよう要件を緩和する。
平成 18 年 12 月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

4. 「入札ボンド」の導入拡大

国土交通省直轄工事において試行導入している「入札ボンド」について地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大。

- ・宮城県が平成 18 年 11 月に公告する 3 億円以上の全ての工事で試行
- ・東北地方整備局発注の宮城県内工事（一般土木、PC）のうち2 億円以上のものに試行対象を拡大（現行 7.2 億円以上）

平成 18 年 12 月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用（予定）

5. 公正取引委員会との連携強化

低価格入札案件情報（入札結果、特別重点調査結果）や立入調査結果等について必要に応じ公正取引委員会に対して通報

国土交通省と公正取引委員会との連絡会議の開催（H18.10.12 第 1 回開催）

6. 予定価格の的確な見直し

施工形態の合理化による影響を把握するため、特別に実態調査を実施しその結果を迅速かつ的確に予定価格に反映

平成 18 年度中に実態調査に着手、その結果を踏え積算基準に反映

施工計画確認型総合評価方式の概要

(1) 対象工事

地方整備局長等が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が 2億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港等工事 について試行。

なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できる。

(2) 評価項目

これまでの総合評価方式における評価項目

技術提案と施工計画、企業及び技術者の評価

新たな評価項目

施工体制評価（施工体制確保の確実性、品質確保の実効性）

(3) 配点割合

標準点：100点

施工体制評価点：30点

施工体制確保の確実性：15点

品質確保の実効性：15点

加算点：10点～70点（簡易型：10点～50点）

(4) 施工体制評価項目の審査・評価方法

1) 審査の方法

原則、開札後速やかにヒアリングを実施

下記資料等を基に審査を実施

調査基準価格以上の者

価格以外の要素が提示された入札書
・施工計画等施工体制の確認に必要なもの
施工体制確認のためのヒアリング
工事費内訳書

調査基準価格未満の者

価格以外の要素が提示された入札書
・施工計画等施工体制の確認に必要なもの
施工体制確認のためのヒアリング
工事費内訳書

開札後求める追加資料

審査の視点

施工体制確保の確実性

- ・下請業者、工事費内訳書の観点からの確実な施工体制の構築
- ・資機材の調達、労務者の確保の観点からの確実な施工体制の構築
- ・適正な配置予定技術者の配置の観点 等

品質確保の実効性

- ・建設副産物や過積載防止など法令遵守の対応
- ・安全確保の体制の構築
- ・品質確保のための体制の構築 等

2) 評価の方法

評価の考え方

「施工体制確保の確実性」「品質確保の実効性」毎に15点/5点/0点の3段階で評価

評価の視点（施工体制確保の確実性、品質確保の実効性とも共通）

調査基準価格以上

- ・審査において体制の構築されないと認められる場合に限り減点

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格以上調査基準価格未満

- ・審査において体制が構築されると認められる場合に限り、加点

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格未満

- ・審査を特に重点的に行い、体制をどのように構築するか具体的に確認できる場合に限り、加点

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の約65%）

- ・予定価格の算定の前提とした各費用項目ごとの金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については60%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの

VE提案でコスト縮減が可能となる提案を行った場合は、コスト縮減金額を申し込み金額に加えた額を申し込みに係る価格とみなす。

3) その他

ヒアリングに応じない者、追加資料の提出を行わない者はその者の入札を無効とすることがある。

施工計画書が不適切で、要求要件を満たさないと認められる場合は、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点を与えない。

入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求め、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書が提出されない場合は施工体制評価点及び加算点を零点とする場合がある。

開札後求める追加資料

調査基準価格以下の者に対して以下の17様式の提出を求める。

様式2-1．積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書

様式2-2．内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書

様式3． VE提案等によるコスト縮減額調書

様式4． 下請予定業者等一覧表

様式5． 配置予定技術者名簿

様式8-2．資材購入予定先一覧

様式9-2．機械リース先一覧（未確定）

様式10-1．労務者の確保計画

様式10-2．工種別労務者配置計画

様式11． 建設副産物の搬出地

様式12． 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

様式13-1．品質確保体制（品質管理のための人員体制）

様式13-2．品質確保体制（品質管理計画書）

様式13-3．品質確保体制（出来形管理計画書）

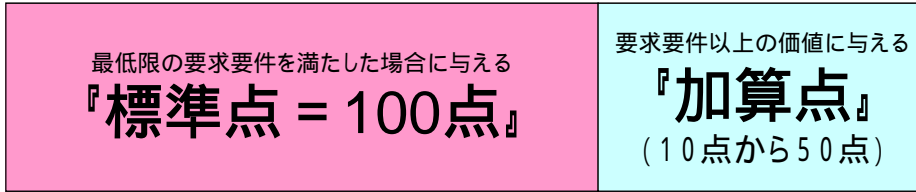
様式14-1．安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

様式14-2．安全衛生管理体制（点検計画）

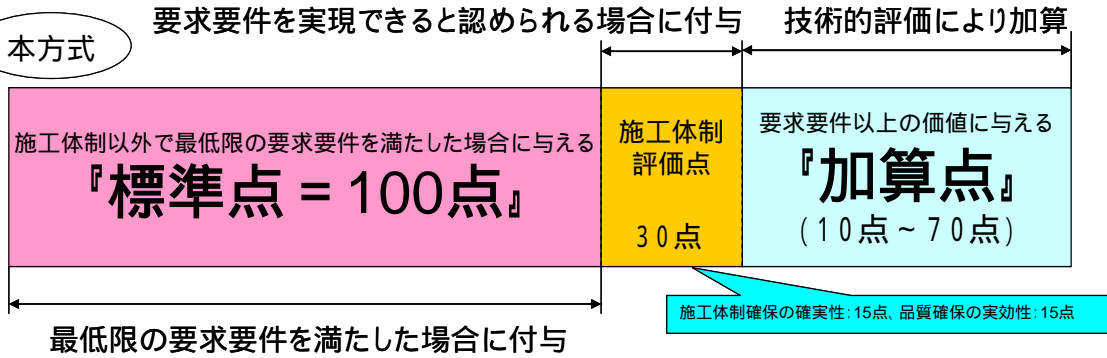
様式16． 施工体制台帳

施工体制確認型総合評価方式の考え方

従来方式



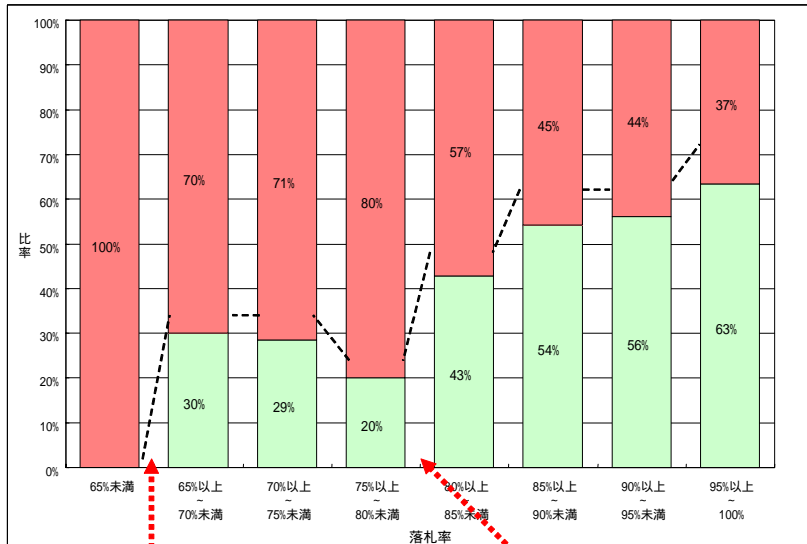
本方式



施工体制評価点は、優 / 良 / 可の3段階評価

工事成績評定と落札率の関係

- 工事成績評定は、工事の品質を表す一つの指標として、工事完成後に発注者が評価採点。
- 落札率が低くなるほど工事成績評定が低くなり、平均点以上の工事が減少する傾向。



品質に係る試験等の結果が規格値・試験基準を満足せず品質が劣る工事は、全て平均点未満の工事において発生している。

■ 平均点未満の工事
■ 平均点以上の工事

工事成績評定点の平均点: 74点
(平成15年度竣工の土木工事(全国))

対象データ(工事規模1億円以上)
平成15・16年度竣工工事から
310件の工事を抽出

- 工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ発注者の積算額の75%, 70%, 60%, 30%とすると、概ね65%に相当。
- 概ね65%未満では、平均点以上の工事は無い。

概ね80%未満では、平均点以上の工事が大幅に減る。

特別重点調査の概要（案）

（１）特別重点調査の対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、予定価格 2 億円以上の工事（必要に応じて、予定価格 2 億円未満の工事についても適用可能）

（２）調査の流れ

低価格入札の発生

発注者から特別重点調査対象者への連絡

原則として、連絡日から 7 日以内に資料等（所定の様式、様式の記載内容が証明・確認できる資料）の作成、提出を求める。

提出後の応札者からの差し替え及び再提出は認めない。

施工体制確認型総合評価方式の適用対象工事において、所定の資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならない。

特別重点調査の実施

調査方法

特別重点調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った複数の者について並行して行うことができる。

契約内容に適合した履行がされないおそれがある場合の手続きについては最低価格または最も高い評価値で入札したした者から順に行う。

調査の内容

入札金額の積算内訳書の確認

- ・ 下記のいずれかに該当する場合に限り厳格に確認を行う。

直接工事費：予定価格の直接工事費の 75% 未満の場合

共通仮設費：予定価格の共通仮設費の 70% 未満の場合

現場管理費：予定価格の現場管理費の 60% 未満の場合

一般管理費等：予定価格の一般管理費等の 30% 未満の場合

- ・ VE 提案等により示された新技術、新工法等によりコスト縮減の達成が可能で縮減額の妥当性を確認した場合は、入札価格の額に当該縮減金額を加算した額を用いて基準に該当するかを判断

- ・ ただし、上記に該当した費用項目のみの確認だけでは契約の内容適合した履行がなされないおそれの有無を判断しかねるときは、他の費用項目についても厳格な調査を実施

入札者の申し込みに係る価格が積算内訳書に計上されている費用を下回っている場合は、下回る額が他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

落札者の決定

(3) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合の考え方

対象者から必要資料の提出が期間内になされない場合、事情聴取に応じない場合

資料の提出が行われたが、内容に不備がある場合

事情聴取において、低価格による入札理由の経済合理性等が挙証されないと判断する場合

(4) 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

虚偽説明等への対応

調査対象者の虚偽の資料提出若しくは説明が明確化した場合

重点的な監督、施工中の重点調査（中国地整運用）、工事コスト調査の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合

当該工事の成績評定において厳格に反映

過去5年以内に の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「不正又不誠実な行為」として指名停止

関係資料の公表

誓約書を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者に関する情報を、企業毎に一覧できるよう、整備局及び本省のホームページで公表

契約後の取り扱い（監督体制の強化）

特別重点調査を経て契約を行った工事は、本調査に係る資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講ずる。

施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず実施し、特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認

施工計画書のヒアリングを必ず実施し、特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認

工事完了後の取り扱い

工事完成後の工事コスト調査の厳格実施

提出様式

下記の項目についての所定の様式及び、各項目の内容が証明・確認できる資料の提出を求める(17項目28様式)

様式1. 当該価格で入札した理由

様式2-1、2-2、2-3、3. 積算内訳書

(様式2-3を除き各費用項目の確認、様式2-3一般管理費等の確認)

様式4. 下請予定業者等一覧表(各費用項目・その他施工体制全般の確認)

様式5. 配置予定技術者名簿(現場管理費の確認)

様式6-1、6-2. 手持ち工事の状況(共通仮設費の確認)

様式7. 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

(共通仮設費・現場管理費の確認)

様式8-1. 手持ち資材の状況(直接工事費の確認)

様式8-2. 資材購入予定先一覧(直接工事費の確認)

様式9-1. 手持ち機械の状況(直接工事費の確認)

様式9-2. 機械リース先一覧(直接工事費の確認)

様式10-1. 労務者の確保計画(直接工事費の確認)

様式10-2. 工種別労務者配置計画(直接工事費の確認)

様式11. 建設副産物の搬出地(法令遵守体制の確認)

様式12. 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

(法令遵守体制の確認)

様式13-1. 品質確保体制(品質確保のための人員体制)(品質確保体制の確認)

様式13-2. 品質確保体制(品質管理計画書)(品質確保体制の確認)

様式13-3. 品質確保体制(出来形管理計画書)(品質確保体制の確認)

様式14-1. 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(安全確保体制の確認)

様式14-2. 安全衛生管理体制(点検計画)(安全確保体制の確認)

様式14-3. 安全衛生管理体制(仮設置計画)(安全確保体制の確認)

様式14-4. 安全衛生管理体制(交通誘導員設置計画)(安全確保体制の確認)

様式15. 誓約書(一般管理費等の確認)

様式16. 施工体制台帳(各費用項目の確認)

様式17. 過去に施工した同種工事の公共工事名及び発注者(その他施工体制全般の確認)

手続きの流れ（一般競争入札の場合）

